

◎中小企業者と農林漁業者との連携に

よる事業活動の促進に関する法律

(平成二〇年五月二三日法律第三八号)

一、提案理由

(平成二〇年四月九日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣　まず、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、我が国が、地方を中心として元氣を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要であります。

このためには、中小企業者や農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ、技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要であります。この点を踏まえ、政府としても、農林水産省と経済産業省が一体となつ

て、中小企業者と農林漁業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要があることから、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業活動の促進及びその基本的な方向に関する事項等を示した方針を農林水産大臣、経済産業大臣等が策定いたします。

第二に、この方針に基づいて、中小企業者と農林漁業者が共同で作成した新商品の開発や販路開拓等の事業計画に対し、農林水産大臣、経済産業大臣等が認定を行い、中小企業信用保険法の特例、小規模企業者への事業資金の無利子貸し付けに係る特例、食品流通構造改善促進法の特例、農業改良資金助成法の特例等の支援措置を講じます。

第三に、中小企業者と農林漁業者との連携の機会の提供など、両者のつながりの形成を側面的に支援するNPO法人等の事業活動について、中小企業信用保険法の特例によって資金調達を支援します。

.....(略).....

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろ

しくお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二〇年四月一七日)

○東順治君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案について申し上げます。

我が国が地方を中心として元氣を取り戻すためには、地域経済の中核をなす中小企業や農林漁業の活性化を図ることが重要であります。そのためには、両者が産業の壁を越えて有機的に連携し、それぞれの強みを發揮した新商品の開発や販路開拓などを促進することが重要であります。

本案は、この点を踏まえ、関係省庁が一体となり、このような取り組みに対し、税制、金融面を初めとした総合的な支援措置を講ずることなどを内容としております。

……………(略)……………

両案は、四月九日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、両案につき採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

なお、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年四月一六日)

政府は、農商工等連携による事業活動により、地域経済社会において重要な役割を果たす農林漁業及び中小企業の経営の改善を図ることが、地域経済の真の活性化及び国民経済の健全な発展に資することにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　農商工等連携の促進に向け、地域の自主性が最大限発揮できるように十分配慮するとともに、全国の農林漁業者及び中小企業者に対し、類似の制度が既に数多く存在する中で混乱を生じないよう、農商工等連携事業に係る制度について広く情報周知に努めること。また、事業者への相談窓口の設置に加え、積極的に案件の掘り起こしを図る活動などを推進し、全国の農林漁業者及び中小企業者の産業化意識の増進に努めること。

二　農商工等連携による事業活動の推進に当たっては、事業者が事業の開始前から実施段階に至るまで必要な支援を受けることができるよう、生産から流通、販売に至る多彩な専門人

材の十分な確保に努めること。

三 関係各省は、地方局を含め相互に緊密に連携をとり、協調して認定基準の統一を図るなど事業計画の認定や支援の効率的な実施に努めるとともに、地方公共団体、中小企業基盤整備機構、食品流通構造改善促進機構、地域力連携拠点等の関係機関とのネットワークを密にすることにより、ワンストップサービスを実現し事業者の系統負担を軽減するよう配慮すること。なお、計画の認定や融資など支援措置の審査に当たり、審査対象が他の産業分野に拡大することにかんがみ、内容のチェックやきめ細かな指導を行う体制の整備に万全を期すること。

四 本法に基づく支援に当たっては、地域ブランド認定や地域産業資源活用プログラムをはじめとする既存の地域中小企業施策の実施状況に係る評価・分析を随時行い、それら諸施策との関係性に留意しつつ、真に農林漁業者及び中小企業者の発展に資するよう、より効果的な実施に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成二〇年五月一六日）

○山根隆治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促

進に関する法律案は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講じようとするものであります。

.....（略）.....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地域経済の現状及びこれまでの活性化策の評価、農工商連携を支援するためのコーディネーターの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年五月一五日）

地域経済を活性化するためには、地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者が業種の壁を超えて有機的に連携し、それぞれの保有する技術や産品等を活用することで、両者の強みを活かした活動を促進することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ず

べきである。

一 基本方針は、農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の作成に資するよう、具体的かつ明確に定めるとともに、事業計画の認定に当たっては、関係省庁が連携し、手続きの簡素化を図り、その公正性及び透明性を確保すること。また、中小企業及び農林漁業をめぐる環境の変化に対応し、かつ事業者等のニーズを十分に反映させるため、適宜適切に見直しを行うこと。

二 中小企業者と農林漁業者の連携を強めるには、両者を結び付ける専門家の役割が重要であることから、農商工等連携事業計画の作成、商品の開発・生産・販売等の各段階における支援体制を整備するとともに、商工業及び農林漁業の実情等に精通した専門家を育成・確保するため、予算措置その他の必要な支援策を講じること。

三 本法律案の趣旨、内容について関係者に周知徹底するとともに、農商工等連携事業や農商工等連携支援事業を効果的に支援する観点から、経済産業省及び農林水産省を始めとする関係行政機関、地方公共団体、商工会・商工会議所、食料産業クラスター協議会、金融機関等との緊密な連携体制を構築すること。

四 農商工等連携事業の促進を効果的かつ効率的に支援するた

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

め、他の類似又は関連する施策との有機的連携を図るとともに、政府全体として、これらの施策の在り方について、利用者の利便性の向上等の観点から、不断の見直しに努めること。

右決議する。